

○現行の枠組 : 地方分権一括法(平成11年)により、国と地方の関係を抜本的・悉皆的に見直し

- ・都市計画に関する事務を、自治事務化。
(それまでは、都道府県知事の事務は国の機関委任事務→機関委任事務廃止)
- ・都市計画決定主体は市町村を中心的主体とし、決定範囲を拡大。
市町村の区域を超える広域的・根幹的な都市計画に限って都道府県決定。
- ・市町村は、原則として都道府県と同意を要する事前協議を行って計画決定。
都道府県は、大都市圏における計画及び国の利害に重大な関係のある計画に限り、国と同意を要する事前協議を行って計画決定。
これらの関与について立脚すべき利害と視点を限定明確化。
- ・都市計画事業は、原則市町村が施行(※従前から変更なし)。
- ・開発許可、都市計画施設区域内の建築許可等の事務を、人口規模の大きい市に、まとめて権限移譲。
- ・事業者に土地収用権限を与える都市計画事業認可は、公正性中立性のための第三者による審査が不可欠であり、市町村事業に対する都道府県の認可、都道府県事業に対する国の認可を存置。

○市町村の権限の強化 : プロジェクトに関連する市町村への各種権限・財源の一体化

- まちづくり交付金(平成16年創設(都市再生特別措置法改正))を活用する事業の例
- ・事業の実施に必要な都道府県の施設整備・管理等に関する事務について、同意を要する事前協議により市町村に権限移譲
(都道府県決定とされている施設・事業に係る都市計画の決定、国道・都道府県道の新設・維持等)

○広域調整の充実 : 分権の一方、広域調整強化等の観点から必要な都道府県権限を拡充

- ・産業廃棄物処理施設に係る都市計画決定権限(平成13年)
- ・準都市計画区域の指定権限、大規模集客施設の立地判断に関する権限(平成18年)

※広域調整の円滑化の取組

- ・都道府県決定計画について、①市町村からの案の申し出、②都道府県から市町村への協力要請が双方向可能(法律上明確化(平成12年改正))

都市計画決定件数のうち約8割(平成19年度)を市町村が決定

※都道府県決定とされている主なもの

*印は、国の同意を要する協議の対象:都道府県決定計画の約4割(平成19年度。軽易な変更として同意不要のものを含む決定変更件数に対する割合)

- ・都市計画区域*・準都市計画区域の指定
- ・都市計画区域マスタープラン(線引きの方針*、都市計画の目標等)
- ・区域区分(線引き)* → ※農林水産大臣との協議が必要
- ・国及び都道府県管理施設など市町村の区域を超える広域的・根幹的な都市計画(一般国道*・都道府県道、一級河川*等)
→ エリアや規模により同種の計画決定権限を市町村と振り分けているもの
:大都市部の用途地域*、4車線以上の市町村道等(大都市部*・大都市部以外)

都市計画決定権者	
区域区分	都道府県
用途地域	三大都市圏等は都道府県 三大都市圏等以外は市町村
特別用途地区	市町村
高度地区	市町村
高度利用地区	市町村
防火地域・準防火地域	市町村
風致地区	面積10ha以上は都道府県 面積10ha未満は市町村
臨港地区	重要港湾に係るものは都道府県 重要港湾に係るもの以外は市町村
生産緑地地区	市町村
一般国道・都道府県道・自動車専用道路	都道府県
その他の道路(市町村道を含む。)	4車線以上は都道府県 4車線未満は市町村
自動車駐車場	市町村
自転車駐車場	市町村
公園・緑地・墓園	面積10ha以上は都道府県 面積10ha未満は市町村
公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域に係るものは都道府県 排水区域が一の市町村の区域のものは市町村
流域下水道	都道府県
都市下水路	市町村
汚物処理場	市町村
ごみ焼却場	市町村
ごみ処理場等	市町村
市場	市町村
火葬場	市町村
土地区画整理事業	面積50ha超は都道府県 面積50ha以下は市町村
市街地再開発事業	面積3ha超は都道府県 面積3ha以下は市町村
地区計画	市町村

200以上の都市において定められている都市計画

条例等による地域の特性に応じたルール設定が可能

- ・市街地の建築物の用途、規模・高さ等に関する用途地域の法定の規制内容は、すべて市町村の定める特別用途地区、高度地区、地区計画等によりカスタマイズ(強化及び一定の場合に緩和)が可能

(活用の例)札幌市:市街化区域の約4割(9,515ha)について特別用途地区を決定

※参考 風致地区による制限の例(面積10ha以上は都道府県決定)

神奈川県湯河原町:リゾートマンション等開発の動きに対し、平成5年の風致地区拡大により、町域の84%(3,448ha)について風致地区による土地利用規制を強化

- ・都市計画決定手続に関しては、公聴会開催、案の縦覧と意見書提出機会確保等、法定されている全国共通の住民・利害関係人の意見反映措置に加え、条例で手続の付加が可能(法律上明確化(平成12年改正))

